ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向20°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲。ただし、方向指示器のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方は5°までの範囲としてもよい。
ハ　ニに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器（第4項第九号に規定するものを除く。）	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲。ただし、方向指示器のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方は5°までの範囲としてもよい。
ニ　次の①から④までに掲げる自動車（長さ6m以下のものを除く。）並びに⑤及び⑥に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器（第4項第九号に規定するものを除く。） ①　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの ②　①の自動車の形状に類する自動車 ③　貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のもの ④　③の自動車の形状に類する自動車 ⑤　貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔを超えるもの ⑥　⑤の自動車の形状に類する自動車	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方5°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲

第1百十五条第1項第1号中「車両総重量が8ｔ以上又は最大積載量が5ｔ以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）」を「大型貨物自動車等」に改め、同条第四項第四号中「、その照明部の中心において」を削り「300㎜（光源が8W以上のものにあっては250㎜）」を「、その照明部の最内縁において240㎜」に「150㎜」を「、その照明部の中心において150㎜」に「又は尾灯」を削り「場合」の下に「の前方に対して方向の指示を表示するためのもの」を加え「、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の尾灯」を「方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁」に改め、同項第十五号中「同項第三号の表イ」を「同項第三号の表イ及びロ」に「同表イ及びロ」を「同表イ及びハ」に改め「方向指示器のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ及びロの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車」を「専ら乗用の用に供する自動車」に「又は後面」を「及び後面」に「とし、方向指示器のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする」を「とする」に「すべて」を「全て」に改める。

第1百十七条第1項中「ロ、ハ及びニ」を「ハ及びニ」に改める。

第1百四十四条第1項を次のように改める。

前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第2項の告示で定める基準は、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第5改訂版の規則5.（5.8.1.及び5.8.2.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準、協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第5改訂版の規則5.（5.3.1.1.及び5.3.1.3.を除く。）、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第4改訂版の規則5.（5.3.1.及び5.4.1.を除く。）、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第5改訂版の規則5.8.4.、協定規則第112号改訂版補足第5改訂版の規則5.3.1.2.及び協定規則第113号改訂版補足第4改訂版の規則5.3.2.及び5.4.2.の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第5改訂版の規則6.、協定規則第112号改訂版補足第5改訂版の規則6.及び協定規則第113号改訂版補足第4改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第5改訂版の規則9.3.に定める基準、協定規則第112号改訂版補足第5改訂版の規則10.2.に定める基準及び協定規則第113号改訂版補足第4改訂版の規則9.2.に定める基準に適合すればよいものとする。

第1百四十五条第1項を次のように改める。

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第62条の2第1項の告示で定める基準は、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.及び8.のうち種別2に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

第1百四十六条第1項を次のように改める。

尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添64「尾灯の技術基準」(2.7.、2.8.、3.4.から3.6.まで、5.1.1.括弧書,5.3.、別紙1ただし書及び別紙2の1.2.1.後段の規定を除く。）に定める基準を準用する。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状(定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、別添64「尾灯の技術基準」2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火